

朝ドラ舞台地ネットワーク連絡会議規約

(設置)

第1条 NHK朝の連続テレビ小説（以下「朝ドラ」という。）の舞台地同士が連携した、朝ドラ舞台地ネットワーク連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、過去と未来の朝ドラの舞台地が連携し、NHKの協力を求めながら、朝ドラの元気、地域の元気を全国に発信し、地域の再生、地域の活性化を図るとともに、新しい地域の発展、社会の発展の可能性を求めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 朝ドラの舞台地としての魅力を活かし、地域のあらゆる資源の継続的な情報発信に関する事。
- (2) イベントなどの開催による舞台地交流の推進に関する事。
- (3) 各舞台地の連携による相互PRに関する事。
- (4) その他目的達成のため、必要な事項に関する事。

(構成)

第4条 連絡会議は、大田区、岸和田市、甲府市、境港市、大阪市大正区、調布市、松江市、安来市をもって構成し、担当部署の職員をもって組織する。

- 2 前項に規定する団体のほか新たに参画の申し出があった場合、会長は必要に応じて連絡会議の構成団体に加えることができる。

(役員)

第5条 連絡会議に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長および副会長は、構成団体の互選により選任する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 会長は、会務を総理する。

(任期)

第6条 役員任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第7条 役員が就任時の構成団体の役職を離れたときは、その役員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第8条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

(事務局)

第9条 連絡会議の事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、構成団体から会長が指定する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年10月17日から施行する。